



大 狹 議 第 1 2 0 号  
令和 3 年(2021年) 11 月 17 日

大阪狭山市長 古川照人様

大阪狭山市議会議長 鳥山



### 市政に関する提言書の提出について

このたび、大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会において、  
大阪狭山市議会会議規則第 109 条の規定に基づく報告書の提出がありました。

つきましては、当該報告書を本市議会の提言として、別紙のとおり提出いたします  
ので、その内容を踏まえ、今後の市政執行に取り組まれますようお願い申し上げます。



令和3年(2021年)10月29日

大阪狭山市議会議長 鳥 山 健 様

大阪狭山市議会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に  
関する事業等調査特別委員会

委員長 久 山 佳世子



大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等  
調査特別委員会の報告書について（提出）

本特別委員会の調査が終了しましたので、大阪狭山市議会会議規則第109条の規定により、別紙のとおり報告します。



# 大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等 調査特別委員会 報告書

## 1. 本委員会設置の経過

大阪狭山市グリーン水素シティ構想案（以下「構想案」という。）に関連する事業に関して、平成27年に全員協議会を随時開催し、構想案に関連する事業の進捗に合わせて市当局から報告を受けるなどの対応を行ってきました。

しかしながら、構想案に関連するさまざまな事業が展開されていく過程において、議会で審議すべき案件が少ないことや本市の将来を左右する重要な事業に議会としてどのように対応していくべきかを検討し、これら構想案に関連する事業を総じて本市が推進する魅力発信及び発展に関する事業として捉え、議員全員で構成する「大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会」を設置して対応するに至りました。

本委員会では、本市の魅力発信及び発展に関する事業について、市当局に資料の提出を求め、事業の実施について調査・研究するとともに、事業の進捗状況をチェックすることや、本市が全額出資して設立した法人に対して議会がどの程度、関与できるのか等についても調査・研究し、一定の方向性を示すことを目的としました。

## 2. 本委員会の調査経過等

本委員会では、下表のとおり会議を開催し、それぞれの会議の内容については、定例月議会ごとに行った報告のほか、前回の任期中に開催した会議の内容をまとめた平成31年2月22日付けで行った報告、そして、この報告をもって、6年以上にわたる本委員会の調査経過とします。

開催日	主な案件
平成28年 1月18日	○正副委員長の互選について ○その他
平成28年 1月20日	○グリーン水素シティ研究会について
平成28年 2月 9日	○魅力発信及び発展に関する事業等に係る提出

平成28年 2月19日	資料に基づく調査・研究について ○専門的知見の活用について
平成28年 3月16日	○提出された資料の内容説明及び質疑について ○専門的知見の活用について ○その他
平成28年 4月11日	
平成28年 6月16日	○提出された資料の内容説明及び質疑について
平成28年 7月20日	○その他
平成28年 9月15日	
平成28年12月 2日	○特別委員会の次回開催日程の調整について
平成28年12月14日	○提出された資料の内容説明及び質疑について
平成29年 2月27日	○その他
平成29年 3月27日	○市に対する要請等について ○その他
平成29年 4月28日	○現在までの経過説明及び総括並びに質疑について ○その他
平成29年 6月21日	
平成29年 6月26日	○現在までの経過説明及び質疑について ○その他
平成29年 9月15日	
平成30年 3月16日	○監査結果報告に基づく市としての見解及び今後の対応について ○第2期メルシー f o r S A Y A M A 株式会社（以下「メルシー社」という。）事業報告及び決算報告並びに第3期事業計画及び予算について ○その他

平成30年 6月21日	○大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関する事務の正常化委員会の報告について ○その他
平成30年12月18日	○第4期メルシー社の事業計画及び予算について ○その他
平成31年 2月15日	○現在までの経過説明及び今後の見通しについて ○本特別委員会の報告書について ○その他 (【別添1】大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会の報告書)
令和元年 8月22日	○これまでの経過と今後の見通しなどの説明について ○その他
令和元年12月12日	○これまでの経過と今後の見通しについて ○その他
令和3年3月18日	○第6期メルシー社の決算の報告及び平成28年度一般会計決算不認定に係る措置についての報告並びに市長要求監査における監査結果に対する措置についての報告に関する説明について ○本委員会の今後の進め方について
令和3年10月18日	○最終報告書の取りまとめについて

なお、上表のとおり、本委員会が行った調査・審議により、さまざまな問題等が明らかになりました。

これらに対して、市当局においては事実を明らかにするための取組や問題等を正常化するための取組などが主に次のように行われることとなりました。

- 平成27年度及び平成28年度におけるグリーン水素シティ事業等に関する管外出張旅費について、「大阪狭山市グリーン水素シティ事業等調査チーム」が設置され、目的、行き先、訪問事実等について、公務での出張が適正であったかの調査が平成29年7月11日から平成29年8月4日にかけて行われ、「大阪狭山市グリーン水素シティ事業等調査チーム調査報告書」により報告を受けました。
- 平成29年10月2日に、市長から地方自治法第199条第6項及び第7項の規定に基づく監査（大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査）の要求があり、平成30年2月26日に「大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査　監査結果報告書」（以下「市長要求監査結果報告書」という。）が公表されました。この報告による数多くの指摘などにより、この事業を継続することが困難と判断され、平成30年4月に構想案は取り下げられました。
- 岩室財産区特別会計及び一般会計において、財産区財産取扱要綱に基づき、正当に予算を計上すること、また、損害を直ちに処理することを主な内容とした「大阪狭山市職員措置請求に係る監査請求」が平成30年4月4日に市民から提出され、同年5月31日に監査委員から、岩室財産区管理者としてメルシー社に対し、濁り池の不法占有状態の解消を図る協議を行うこと、濁り池について適正な使用許可手続きがなされるまで、岩室財産区に損害が生じるため、速やかに岩室財産区特別会計及び一般会計の収入として経理できるよう必要な措置を講じること、平成30年12月末日を期限として損害賠償等について必要な措置を講じることとした監査結果（大阪狭山市職員措置請求に係る監査の結果について。以下「住民監査請求監査結果」という。）の報告がされました。
- 大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査の監査結果報告において指摘のあった事項の対応について、事務処理の内容を精査するため、「大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会」が平成30年4月18日に設置され、同年6月20日に「大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会による是正案」の報告がされ、令和2年2月10日まで事務の正常化に向けた取組が行われました。

また、市議会においても、本委員会の調査・審議を進める一方で、「平成28年度（2016年度）大阪狭山市一般会計歳入歳出決算」については、平成29年招集大阪狭山市議会定例会9月定例月議会において、市長から地方自治法による監査請求がなされており、この監査結果を踏まえた上で改めて審議する必要があるとの意見が多数を占め、継続審査とすることを決定し、市長要求監査結果報告書が公表された後となる平成30年4月27日、平成29年招集大阪狭山市議会定例会4月閉会議会において、全会一致で不認定とすることを可決しました。

この不認定に係る措置や市長要求監査結果報告書に基づく措置のほか、住民監査請求監査結果の勧告事項への対応などを経て、令和3年3月15日の令和2年招集大阪狭山市議会定例会3月定例月議会の本会議において、第6期メルシー社の決算の報告、平成28年度大阪狭山市一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置の報告及びメルシー社の清算結了に伴う所要の財源措置を講じるための一般会計補正予算が提出されました。

これに対して市議会では、この度のメルシー社の清算結了によって、第一義的な目的は達成することとなったが、ここに至るまでのさまざまな経過は軽視することができないとし、これまでの一連の事案が深刻化した事実を総括するとともに、これに対する古川照人市長の姿勢を明確にされるよう強く求めるため、「決議案第1号、メルシー for SAYAMA株式会社の清算結了による、グリーン水素シティ事業の総括に関する決議について」を提出し、全会一致で可決しました。

（【別添2】メルシー for SAYAMA株式会社の清算結了による「グリーン水素シティ事業」の総括に関する決議）

### 3. 提言等

市議会は、「グリーン水素シティ事業」は本市の将来を左右するかもしれない重要な事業と判断し、本委員会での質疑をはじめ、本会議での一般質問、常任委員会での質疑等を通じて、議員全員で実態・真相の究明に取り組んできました。

市議会における調査・審議を重ねる中で、ずさんと言わざるを得ない事務手続が明らかとなる一方、その調査・審議に対しては不十分な資料提出、質問・質疑にあつては明確な答弁が行われないなど真摯とは思えない対応が続けられました。

また、新池、大鳥池、濁り池などため池での「大阪狭山市ため池等太陽光発電モ

「デル事業」については、不十分な説明や調整により、地域住民や関係権利者等の反発や混乱を招き、一部の地域住民との間では、現在もなお課題の解決に向けた調整が必要となっており、誠実に対応することを求めます。

本委員会の調査・審議により明らかとなつたさまざまな課題や問題等は、市長自らが表明し事業展開を進めた「グリーン水素シティ事業」に対し、市長自らがその事業に係る監査請求を行う異例の事態にまで発展しました。

地方自治体として執るべき規律を軽視し、関係法令についても誤った判断をしたまま、拙速に事業を進めたことが根本的な問題であったことが明らかとなっています。

この事業に關係した地域住民や関係権利者をはじめ市民の信頼を取り戻し、今後、二度とこのような問題を生じさせないため、一般会計決算不認定や監査により指摘された事項や措置を講ずるとした事項等の徹底を図るための取組とともに、真に、本市の将来を見据えた実効性の高い戦略的な事業の創出に取り組まれることを求め、次のとおり提言します。

○人口減少や少子・高齢化社会の到来により、狭山池を中心として本市がこれまで誇りとしてきた農地やため池などの水と緑の豊かさを守っていくためには、それらを引き継ぐ後継者の育成や管理に対する援助は必要不可欠なものとなります。

一方で、開発行為などにより新たなまちづくりを形成するときは、地域住民や関係権利者等への十分な説明や、関係法令・条例等に基づいた手続によらなければなりません。

太陽光発電事業を含む再生可能エネルギー事業は、農地やため池などの管理・担い手不足の解消策の側面がある一方、発電パネルによる光の反射や景観の問題、設置に伴う土砂の崩落などの問題が全国で数多く発生しており、引き続き本市において事業される太陽光発電についても、市民と共存し、豊かな水と緑を守り、これらの調和やSDGsへの配慮などについて、地方自治体として執るべき規律の代名詞となる条例を制定し実効性の担保を図ることで、良好なまちづくりの礎の一つとされたい。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会委員名簿

令和3年(2021年)10月18日現在

区分	氏名	所属会派
委員長	久山佳世子	公明党
副委員長	西野滋胤	大阪維新の会
委員	井上健太郎	改新さやま
委員	上谷元忠	改新さやま
委員	片岡由利子	公明党
委員	北好雄	公明党
委員	北村栄司	日本共産党議員団
委員	鳥山健	みらい創新
委員	中野学	大阪維新の会
委員	花田全史	みらい創新
委員	深江容子	日本共産党議員団
委員	松井康祐	政風クラブ
委員	松尾巧	日本共産党議員団
委員	山本尚生	政風クラブ

平成31年(2019年)2月22日

大阪狭山市議会議長 山本尚生様

大阪狭山市議会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に  
関する事業等調査特別委員会

副委員長 西野滋胤

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等  
調査特別委員会の報告書について（提出）

平成28年1月に本委員会が設置されて以来、21回にわたって調査・検討を行つてきました。今期任期中における調査を一定終了することから、大阪狭山市議会会議規則第109条の規定により、別紙のとおり報告書を作成したので提出します。

なお、大阪狭山市グリーン水素シティ構想（案）（以下「構想案」という。）、メルシーフォーサイマ株式会社（以下「メルシー社」という。）の設立に端を発した一連の事業に係る調査においては、その実態を解明し事態を解決するには程遠い状況にあります。

監査委員の監査結果における指摘事項に対する措置、住民監査請求の監査結果における勧告事項に対する措置、一般会計決算不認定における指摘事項に対する措置などをはじめ、解決されていない課題が山積しており、これらの措置に適正な対応が行われるよう議会の監視は機能し続けなければならないと考えます。

つきましては、来る大阪狭山市議会議員一般選挙後の新たな体制への申し送りについて特段のご配慮をお願いします。

# 大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等 調査特別委員会報告書

## 1. はじめに

### 本委員会の活動の経過

構想案に関連する事業に対しては、平成27年に全員協議会を随時開催し、事業の進捗に合わせて市当局から報告を受けるなどの対応を行ってきました。しかしながら、関連するさまざまな事業が展開されていく過程において、議会で審議すべき案件が少ないとや本市の将来を左右する重要な事業に議会としてどのように対応していくべきかを検討し、これら事業を総じて本市が推進する魅力発信及び発展に関する事業として捉え、議員全員で構成する「大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会」を設置して対応するに至りました。

委員会では、本市の魅力発信及び発展に関する事業について、市当局に資料の提出を求め、意見も十分聴取しながら調査・研究するとともに、事業の進捗状況をチェックすることや、本市が全額出資して設立した法人に対して議会がどの程度、関与できるのか等についても調査・研究し、一定の方向性を示すことを目的とした。

## 2. 調査の状況

### ○ 平成28年1月18日、1月20日、2月9日、2月19日、3月16日

①グリーン水素シティ事業の全体像、経緯、今後の見通しについて、②大阪狭山市とメルシー社の関係、実施事業の内容について、③大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業、プロジェクトチームの位置づけ、設置根拠及び現在までの活動状況について、④関係者間で交わされた機密保持契約の内容について、⑤メルシー社について、⑥グリーン水素シティ事業推進研究会について、⑦太陽光発電事業について、⑧内外において行われた情報発信の状況について、その他さまざまな関係資料の提出を求め、これらの資料の説明を受けるとともに、質疑を行いしました。

### ○ 平成28年4月11日

市当局から提出された第2回グリーン水素シティ事業推進研究会の会議録、河

南記者クラブでの記者会見の発表内容、前回委員会以降の経過、太陽光発電事業の地元説明会の内容に関する資料の内容説明を受けるとともに、全般的な審議を行いました。

○ 平成28年6月16日

市当局から提出されたグリーン水素シティ事業に係る経過、太陽光発電事業の地元説明会等に関する資料、グリーン水素シティ事業プロジェクトチーム設置規定の内容説明及び太陽光発電事業に係る地元説明会の状況や住民の意向、水素発電事業を含めたスケジュールなどについて審議しました。

○ 平成28年7月20日

市当局から提出された前回委員会以降の経過、ため池太陽光発電に関するQ&A、地元との意見交換会における住民の特徴的な意見とそれに対する市の回答の概要、ため池太陽光発電に係る市長宛ての請願、要望、陳情等及び署名者のうち、狭山レークハイツ住民の割合に関する資料についての内容説明を受けるとともに、全般的な審議を行いました。

○ 平成28年9月15日

市当局から提出された前回委員会以降の経過、ため池太陽光発電に係る変更契約書、新池以外のため池太陽光発電に係る地元説明会に関する参考資料、新池ため池太陽光発電に係る経過、大阪狭山市ブランド創生事業2016、オアシス・グリーンアップ・キャンペーン&ため池フォーラム、ハノーバー・メッセに関する参考資料、第2回プロジェクト研究会会議録についての内容説明及びため池太陽光発電変更契約の内容をはじめ、全般的な審議を行いました。

○ 平成28年12月2日、12月14日

市当局から提出されたグリーン水素シティ事業に係る経過、太陽光発電事業の地元説明会の内容に関する資料、変更前と変更後の大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業内訳書についての内容説明のうち、ため池太陽光発電の変更契約に係る減額の内容や関係機関における関係や資金の流れ、大鳥池太陽光発電に係る住民対応等の経緯などについて審議しました。

○ 平成29年2月27日

新池太陽光発電の中止に伴う変更契約書の資料提出を求め、その内容について審議したほか、本市が実施した構想案に係るパブリックコメントの取扱いやメル

シ一社の事業計画書及び予算書の内容等についても審議しました。また、本委員会から市当局に対して行う資料要求に対して提出できない場合の理由を明確にすることを含め、本事業に係る市議会への報告や情報提供を密に行うことなどを市当局に求めました。

○ 平成29年3月27日

市当局に対して、これまでの本委員会の審査における資料請求に対する対応や、委員の質疑に対する一貫性のない答弁など、委員会審議に対する不誠実と言わざるを得ない対応によって適正な調査及び審議ができていないことなど指摘し、今後、本委員会の対応について善処するよう要請しました。

○ 平成29年4月28日

太陽光発電事業に係る全ての契約書、協定書などの提出を求め、その内容について審議したほか、グリーン水素シティ事業研究会に参加している企業との関連性、それに対する資金の流れについて審議しました。

○ 平成29年6月21日

これまでの経過や、市当局から提出された資料の内容等について説明を受け、太陽光発電に係る関西電力株式会社と本市との電力購入契約における本市の事務手続が適正に執行されていたかという点や、グリーン水素シティ事業に係る管外出張の内容を明らかにする点などについて、集中して審議しました。

特に、管外出張の内容を明らかにする点については、市議会からの資料要求だけではなく、市当局においても政策推進部、総務部など人事・財務部局で構成した調査チームを設置し、当該管外出張が適正に行われていたかどうかを調査した上で、議会へ報告するよう要求しました。

○ 平成29年6月26日、9月15日

本委員会におけるグリーン水素シティ事業にかかる質疑において、不十分な資料、市当局の齟齬のある答弁等により、事実・実態の究明に至らないことから、本委員会として、より強力な調査権限、より専門的な知識行使しなければならないと判断し、メルシー社の経営及び財務、またグリーン水素シティ事業に係る旅費の支給や服務について、速やかに市長から監査委員に対して監査請求を行うよう要請しました。

※平成29年10月2日付で、市長から監査委員に当該監査が請求され、平成30年2月26日付で、監査結果報告書が公表されました。

○ 平成30年3月16日

市長請求による監査結果報告に基づく市としての見解及び今後の対応等について質疑を行いました。監査が実施されている期間中である平成29年11月27日付で交わされたため池等太陽光発電モデル事業に係る重要な覚書が監査に提出されていなかったことから、なぜ提出しなかったか、また、この覚書が適正であったかどうかについて報告するよう求めました。

また、市長請求による監査結果報告に対する市当局の対応等については、新たな覚書による監査への影響、グリーン水素シティ事業推進室などの組織機構やメルシー社のあり方、メルシー社に対する損失等について質疑され、監査結果報告及び委員会での指摘事項や提案に対して、本市の取り組む姿勢を明確に示すことが必要であると確認しました。

○ 平成30年6月21日

市長請求による監査結果における指摘事項や平成30年5月31日付で公表された住民監査請求結果における勧告事項、また、大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会（以下「正常化委員会」という。）が作成した是正案に対する質疑に対して、市長、副市長の答弁は、課題解決には程遠い内容となっていたため、地方自治法の規定に鑑み、監査結果における指摘事項や平成28年度一般会計決算不認定を踏まえた措置を直ちに講じるよう強く要望するとともに、委員会審議を混乱させないよう真摯に取り組むことを要望しました。

○ 平成30年12月18日

正常化委員会での検討状況の報告を受けるとともに、メルシー社の経営及び財務、市長請求による監査結果における多くの指摘事項、決算不認定を踏まえた措置、措置期限が平成30年12月末日とされている住民監査請求結果における勧告事項、メルシー社の第4期の事業計画及び予算について質疑を行いました。

特に質疑では、措置期限が平成30年12月末日とされている住民監査請求結果における勧告事項について、約半年間の猶予が与えられていたにもかかわらず、措置を講ずるに至っていない事態が明らかになりました。

○ 平成31年2月15日

市長監査における指摘事項に対する措置、住民監査請求における勧告事項に対する措置、また、一般会計決算不認定における指摘事項に対する措置など、こうした一連の監査結果による勧告及び指摘事項に対する措置の状況と、今後の見通しなどについて報告を受けた上で、質疑を行いました。

また、今期任期中における調査は一定終了となることから、本委員会がこれまで取り組んできたことを報告書として取りまとめることについて審議しました。

### 3. まとめ

平成27年11月、構想案、メルシー社の設立に端を発した一連の事業を取り上げた全員協議会の開催から丸3年が経過しました。

突如として始まった事業や計画の数々に対し、本市と事業との関係、メルシー社らグリーン水素シティ事業推進研究会の参加企業をはじめ事業スキームに集う関連企業の実態など、それらを明らかにするための資料請求をすればするほどに疑惑を生み出し、疑念を抱かざるを得ない状況に、委員会の設置当初はこれらの全体像を把握するだけで腐心しました。また、生じた疑惑や疑念に対するメルシー社の社長である市長や市当局の説明や答弁は二転三転し、虚偽と受け止められる発言や齟齬がある発言、それに伴う訂正と謝罪が繰り返されたほか、委員会へ当然報告すべきものが委員から指摘されなければ報告されないと再三にわたり委員会の審議が空転し、その都度、真摯に取り組まれるよう要望してきました。

一連の事業の中核を担っていた職員の人事異動により、事業の実態解明が困難となる中、事態解決の打開策として、府内に調査チームを設置することや監査請求を行うことも市長に強く求めてきました。

一方で、「大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業」をはじめ、事務手続の不備を本委員会では厳しく指摘してきました。平成30年4月には、事業を進めていくことは困難であるとして、構想案を取り下げる市長が表明しました。

しかし、住民監査請求の監査結果における勧告事項や一般会計決算の不認定に対する措置、市長請求による監査結果における指摘事項、正常化委員会による是正案の実施に対し、真摯に課題解決に取り組んでいかなければなりません。

市議会に対して、ため池等太陽光発電モデル事業に關係した請願や陳情等が提出

されており、今なお審査を継続しているものもあります。一日も早い課題の解決が求められており、それに向けた議会の役割は非常に大きなものがあります。

一連の事業に関して解決されていない課題が山積する中、住民監査請求における勧告事項に対する必要な措置が取られないため住民訴訟にまで発展しました。これらの課題に適正な対応が行われるよう、また、本市議会の責任として全貌を明らかにしていくため、今後も議会の監視を継続していくことを全会一致で確認し、本委員会の今期任期中における経過と果たすべき役割における一定の成果について、ここに報告いたします。

平成31年（2019年）2月22日

大阪狭山市議会 大阪狭山市の魅力発信  
及び発展に関する事業等調査特別委員会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会委員名簿

平成31年(2019年)2月22日現在

区分	氏名	所属会派
副委員長	西野滋胤	大阪維新の会
委員	井上健太郎	リベラルさやま
委員	土谷元忠	大阪狭山維新の会
委員	小原一浩	大阪狭山維新の会
委員	片岡由利子	公明党
委員	北好雄	公明党
委員	北村栄司	日本共産党議員団
委員	薦田育子	日本共産党議員団
委員	須田旭	政風クラブ
委員	徳村賢	公明党
委員	鳥山健	みらい創新
委員	松井康祐	政風クラブ
委員	松尾巧	日本共産党議員団
委員	山本尚生	政風クラブ

決議案第1号

メルシー f o r SAYAMA株式会社の清算  
結了による「グリーン水素シティ事業」の総括  
に関する決議について

本案を別紙のとおり提出する。

令和3年(2021年)3月26日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生様

提出者 大阪狭山市議会議員 井上 健太郎  
同上 北好雄  
同上 北村栄司  
同上 鳥山健  
同上 中野学  
同上 松井康祐

(別 紙)

メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の清算  
結了による「グリーン水素シティ事業」の総括  
に関する決議

令和2年（2020年招集）大阪狭山市議会定例会3月定例月議会の令和3年3月15日の本会議において、第6期メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の決算の報告及び平成28年度（2016年度）大阪狭山市一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置の報告、そして、メルシー f o r S A Y A M A 株式会社の清算結了に伴う所要の財源措置を講じるための一般会計補正予算が提出された。

平成27年（2015年）、古川市長において表明された「グリーン水素シティ事業」は、本市の将来を左右するかもしれない重要な事業と判断したため、緊急議会を開催し、「大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会」を設置した。同特別委員会での質疑をはじめ、本会議での一般質問、常任委員会での質疑等を通じて、議員全員で実態・真相の究明に取り組んできた。

議会における調査・審議を重ねる中で、言わざるを得ない事務手続が明らかとなった。一方、調査・審議には不十分な資料提出、質問・質疑にあっては明確な答弁が行われないなど真摯とは思えない対応が続けられた。よって、市当局に調査を要求するとともに、市長から監査委員に対して監査請求を行うよう要請し、結果として市長自らが監査請求を行う異例の事態にまで発展した。

監査結果報告で指摘された数多くの事項に対し、また、平成28年度（2016年度）大阪狭山市一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置、さらには、この間になされた住民監査請求結果における勧告事項について、庁内を挙げて、多くの職員がグリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化に向けて多大な労力と時間を費やすこととなつた。

市政の混乱を招いたとし、関係した職員の処分に加え、市長自らの減給も行われたが、本事業の執行において、地方自治体として執るべき規律を軽視し、当該事業の課題解決に対する議会審議においては不誠実と言わざるを得ない対応が続けられたことによって、市政に対する市民の不信や、携わった多くの職員の疲弊を招いた市長の責

任は非常に重いものがある。

この度のメルシー f o r S A Y A M A 株式会社の清算結了によって、第一義的な目的は達成することとなったが、ここに至るまでのさまざまな経過は軽視することはできない。

よって、これまでの一連の事案が深刻化した事実を総括するとともに、これに対する古川市長の姿勢を明確にされるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和3年(2021年)3月26日

大阪狭山市議会